

特定家庭用機器の処理について

○「特定家庭用機器」とは

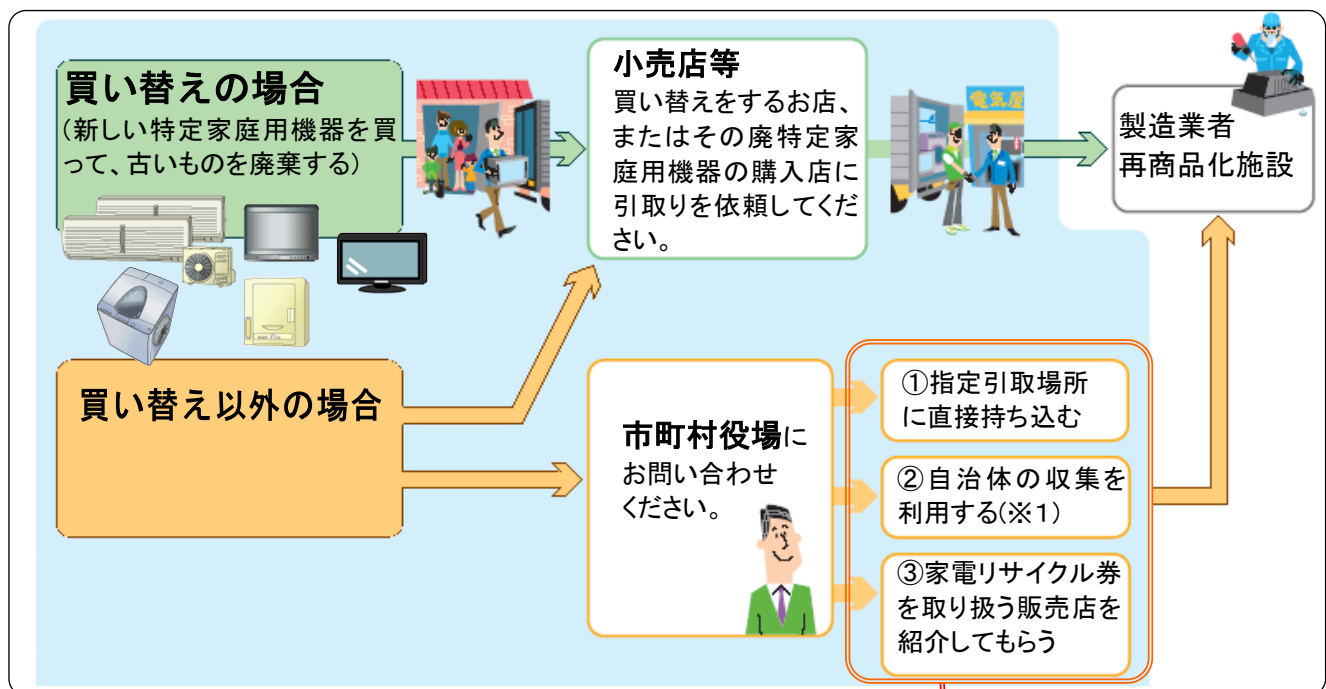
「家電リサイクル法」（特定家庭用機器再商品化法）対象機器のことで次の品目です。
すべて家庭用を目的とした製品に限ります。

- エアコンディショナー
- テレビジョン受信機（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）
- 電気冷蔵庫・電気冷凍庫
- 電気洗濯機・衣類乾燥機

○特定家庭用機器の処理方法

下記の方法があります。いずれの場合もリサイクル料金等がかかります。

- (1) 買い替えの場合は、特定家庭用機器(同種)を購入する小売店等に引取りを依頼してください。
- (2) 購入店がわかる場合は、購入した小売店等に引取りを依頼してください。
- (3) (1)(2)で対応できないなど、その他の場合は、「家電リサイクル券システム」をご利用ください。



○「家電リサイクル券システム」

①②料金郵便局振込方式

郵便局・ゆうちょ銀行でリサイクル料金を振り込み、特定家庭用機器を指定引取場所へ搬入します。
製造業者名とテレビの場合は画面サイズ、冷蔵庫・冷凍庫の場合は全定格内容積（エアコン、洗濯機・衣類乾燥機の場合は大きさ区分なし）を確認してください。家電リサイクル券、料金表等は郵便局に備え付けてあります。

指定引取場所は裏面をご覧ください。

(※1) 収集の有無については、お住まいの市町村役場に確認してください。

③料金販売店回収方式

家電リサイクル券取扱い販売店にリサイクル料金等を支払い、引き取りを依頼します。

郵便局・ゆうちょ銀行では振り込まないでください。

取扱い販売店については、お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

内容(支払方法、運搬手数料等)については、必ず取扱い販売店に確認してください。

○家電リサイクル券システムの詳細・問い合わせ先

財団法人家電製品協会ホームページ <http://www.aeha.or.jp/>

家電リサイクル券センター 0120-319640

特定家庭用機器の指定引取場所

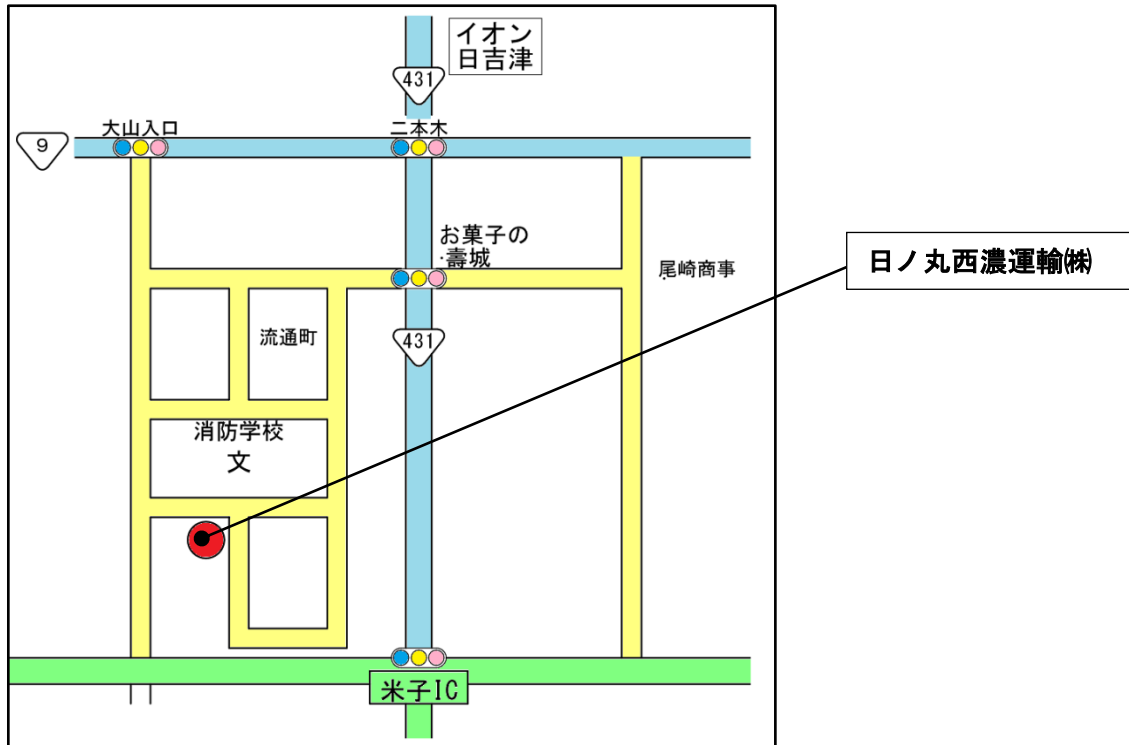
下記は鳥取県西部圏域及び近隣の指定引取場所です。

※受付時間等の詳細はそれぞれの指定引取場所の業者にお問い合わせください。

○日ノ丸西濃運輸(株)

TEL:0859-39-3939

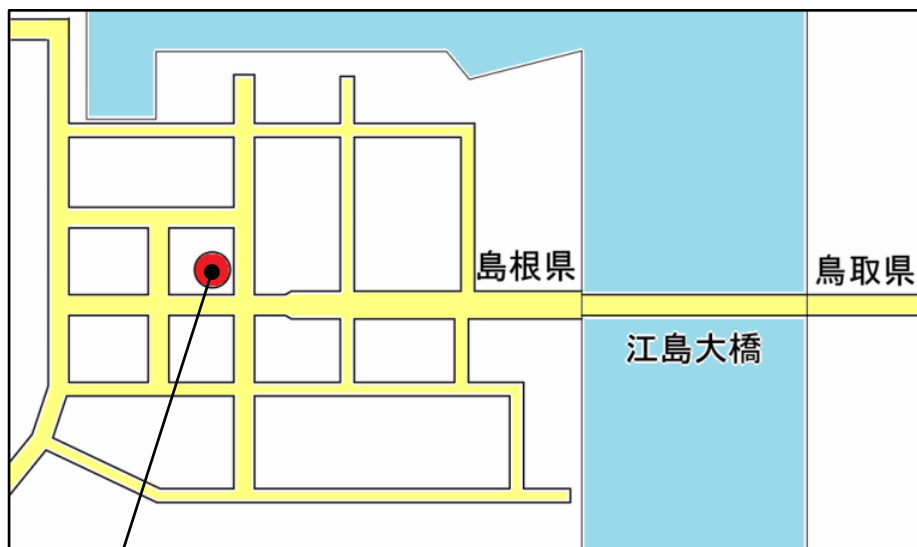
米子市流通町 430-2



○三光(株) テクノ・リサイクル・ステーション(三光TRS)

TEL:0852-76-9210

松江市八束町江島 1128-49



三光(株)テクノ・リサイクル・ステーション